

子育て世帯臨時特例給付金支給事業について

平成26年4月に実施される消費税8%への引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時特例給付金を給付する。

給付対象者

平成26年1月1日における平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む。)の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。

対象児童

給付対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む。)の対象となる児童。ただし、臨時福祉給付金(簡素な給付措置)の対象者及び生活保護の被保護者等は除く。

給付金額

対象児童1人につき、10,000円。

